

生活道路の法定速度が引き下げられます！

改正道路交通法施行令の施行により、生活道路における自動車の法定速度が60km/hから**30km/h**に引き下げられます。

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような中央線などがない道路のことです。

施行日

令和8年9月1日(火曜日)



【具体的な事例】

(変更なし)

中央線や中央分離帯がある道路



法定速度60km/h

(変更あり)

中央線や車両通行帯がない道路



法定速度30km/h
に引き下げ

これまでは……………法定速度「一律」60km/h

令和8年9月1日からは……………法定速度60km/hと30km/hの「2パターン」

【お願い】

ドライバーの皆さんが運転して走行している道路の多くに生活道路が含まれています。

皆さんが利用する道路が、引き下げ対象の生活道路に当たるのかということについて、施行までに知っておく準備をして下さい。

道路が(引き下げ対象の)
生活道路に当たるのか
ということについて

【注意】

道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。